令和６年度奈良県・大和高田市・県立大附属高
公立学校教員採用候補者選考試験

養護教諭

６０分

解答上の注意

1 ～ 3 について

1　答えは、マークシートにマークしなさい。

2　マークシートの左下にある「記入上の注意」をよく読んで答えなさい。

4 について

1　解答は、別紙「解答用紙」の問題番号に対応した解答欄に、記入しなさい。

2　解答用紙全てに受験番号と氏名を書きなさい。

養　護

1 「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30（2018）年３月発行　公益財団法人　日本学校保健会）に示されている内容について、問いに答えよ。

次の文は、「Ⅲ　感染症各論」に示されている内容の一部である。文中の（　A　）～（　J　）に当てはまる語句を、それぞれ下の１～５から１つ選べ。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

○ 第（　A　）種の感染症
空気感染又は（　B　）するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定している。（　C　）期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

・（　D　）
急激に発症し、流行は爆発的で短期間内に広がる感染症である。規模はいろいろだが、毎年流行している。しばしば変異（型変わり）を繰り返してきた歴史があり、今後とも注意を要する。合併症として、肺炎、脳症、中耳炎、心筋炎、筋炎などがある。特に幼児、高齢者などが重症になりやすい。

潜伏期間	平均（　E　）
感染経路・感染期間	（　B　）。（　F　）もある。感染期間は発熱１日前から３日目をピークとし７日目頃まで。しかし低年齢患児では長引くという報告がある。

○ その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）

・（　G　）（とびひ）
（　H　）などの皮膚感染によって、紅斑、水疱、びらん及び厚い痂皮ができる疾患。夏期に多く、乳幼児に好発する。

病原体	主として（　H　）やA群溶血性レンサ球菌
感染経路	（　F　）。痂皮にも感染性が残っている。
登校（園）の目安	（　C　）の必要はないが、炎症症状の強い場合や、（　I　）した部位が広い場合は、（　J　）ように指導する。

（　A　）［解答番号１］
1 一　2 二　3 三　4 四　5 五

（　B　）［解答番号２］
1 飛沫核感染　2 経口感染　3 塵埃感染　4 飛沫感染　5 接触感染

（　C　）［解答番号３］
1 学級閉鎖　2 学年閉鎖　3 休校措置　4 臨時休業　5 出席停止

（　D　）［解答番号４］
1 インフルエンザ　2 百日咳　3 結核　4 RSウイルス感染症
5 マイコプラズマ感染症

（　E　）［解答番号５］
1 １日（１－２日）　2 ２日（１－４日）　3 ３日（２－５日）　4 ４日（３－６日）
5 ５日（３－７日）

（　F　）［解答番号６］
1 飛沫核感染　2 経口感染　3 塵埃感染　4 飛沫感染　5 接触感染

（　G　）［解答番号７］
1 伝染性膿痂疹　2 帯状疱疹　3 水痘　4 麻しん　5 伝染性紅斑

（ H ）［解答番号8］
1 伝染性軟属腫ウイルス　2 カンジダ　3 黄色ブドウ球菌　4 エンテロウイルス
5 サルモネラ菌

（ I ）［解答番号9］
1 腫脹　2 化膿　3 出血　4 隆起　5 発疹

（ J ）［解答番号10］
1 マスクを着用する　2 他人に触れない　3 密な場所に行かない　4 傷に直接触らない
5 傷を冷やし続ける

2 「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引―令和３年度改訂―」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示されている内容について、各問いに答えよ。

(1) 次の文は、「第３章　学校における健康相談の進め方と支援体制づくり　1　健康相談の基本的なプロセス　図　学校における健康相談の基本的なプロセス」に示されている内容の一部である。文中の（ A ）～（ E ）のうち、健康相談の対象者について、正しいものは1、誤っているものは2を選べ。

（ A ） 健康診断の結果、医療受診が必要とされた児童生徒	［解答番号11］
（ B ） 保健室等での対応を通して健康相談が必要とされた児童生徒	［解答番号12］
（ C ） 日常の健康観察の結果、健康相談が必要とされた児童生徒	［解答番号13］
（ D ） 健康相談を希望する教職員	［解答番号14］
（ E ） 学習にかかわる各種の調査結果（学習態度、成績等）から必要と認めた児童生徒	［解答番号15］

(2) 次の文は、「第１章　学校における健康相談と保健指導の基本的な理解　3　学校における健康相談の基本的理解」に示されている内容の一部である。文中の（ F ）～（ J ）に当てはまる語句を、それぞれ下の1～5から1つ選べ。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

健康相談実施上の留意点
① （ F ）に健康相談を位置付け、計画的に実施する。また、状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものとがある。
② （ G ）等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分に行い、相談の結果について養護教諭、学級担任等と共通理解を図り、連携して支援を進めていくことが必要である。
③ 健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える。
④ 相談場所は、相談者のプライバシーが守られるように十分配慮する。
⑤ 継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。

健康相談を実施するに当たり、最も留意しなければならない点は、（ H ）で解決できるものと（ I ）が必要なものとがあることである。例えば、統合失調症に（ H ）をしても悪化させてしまうので、（ J ）が必要となるように、課題の本質を見極める必要がある。課題の把握に当たっては、健康観察をはじめ情報の収集に当たり、養護教諭や学校医等と連携して的確な課題把握に努めることが大切である。

（ F ）［解答番号16］
1 保健室経営計画　2 学校保健計画　3 学校行事の年間計画
4 養護教諭の執務計画　5 学校安全計画

（ G ）［解答番号17］
1 主治医　2 臨床心理士　3 学校医・学校歯科医・学校薬剤師
4 スクールカウンセラー　5 専門医

（　H　）［解答番号18］
1　コーチング　　2　生活指導　　3　ガイダンス　　4　カンファレンス
5　カウンセリング

（　I　）［解答番号19］
1　自立支援　　2　経済的支援　　3　福祉的な対応　　4　医療的な対応
5　保健的な支援

（　J　）［解答番号20］
1　医療との連携　　2　医師の診断　　3　心理療法　　4　保健所との連携
5　福祉との連携

3 「児童生徒等の健康診断マニュアル」（平成27年度改訂　公益財団法人　日本学校保健会）に示されている内容について、各問いに答えよ。

(1)　次の文は、「第1章　児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施　5　方法及び技術的基準」に示されている内容の一部である。文中の（　A　）～（　E　）のうち、正しいものは1、誤っているものは2を選べ。

視力
＜事後措置＞
（　A　）　視力B（0.9～0.7）の者は、再検査を行い、C以下であれば眼科で受診するように勧める。　［解答番号21］

（　B　）　視力C（0.6～0.3）・D（0.3未満）の者は、全て眼科への受診を勧め、その指示に従うよう指導する。　［解答番号22］

聴力
＜検査の実際（方法）＞
（　C　）　500Hz30dBの音を聞かせ、聞こえるかどうか応答させる。　［解答番号23］

（　D　）　応答が不明瞭なときには断続音を用いて音を切ったり、出したりして応答を求める。　［解答番号24］

（　E　）　2個以上の受話器を備えたオージオメータの場合は、二人以上を同時に検査することが望ましい。　［解答番号25］

(2)　次の文は、「第1章　児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施　7　総合評価・事後措置」に示されている内容の一部である。文中の（　F　）～（　J　）に当てはまる語句を、それぞれ下の1～5から1つ選べ。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

事後措置の法的根拠
＜学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと＞
　健康診断の結果、学習又は運動、作業を軽減、停止、変更等行う必要がある場合は、（　F　）の指導助言により行うようにする。生活や運動制限、（　G　）の指導区分が指示される疾病及び異常については、（　H　）などに基づいて生活管理や生活指導を行う。
＜修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること＞
　健康診断の結果に基づき、修学旅行、対外運動競技等への参加はできるが、行動、運動等が制限された児童生徒等において、本人はもとより引率する教職員は、（　F　）の指導助言を十分に把握しておく必要がある。

事後措置の方法
＜健康診断結果の通知＞
　健康診断は、学校保健安全法施行規則第5条第1項に6月30日までに行うこととされており、同規則第9条に、健康診断を行ったときは、（　I　）に、児童生徒等及び保護者に通知し、法第14条の措置を取らなければいけないと規定されている。健康診断の結果通知は、項目ごと又は終了した項目をまとめて通知するとともに、総合評価を（　J　）と相談の上、通知することが望ましい。また、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒等についても、事後措置として健康診断結果を通知し、健康の保持増進に役立てる必要がある。

（ F ）［解答番号26］
1 学校医　2 専門医　3 主治医　4 学校医又は主治医
5 学校医及び主治医

（ G ）［解答番号27］
1 給食　2 服薬　3 学習　4 学校行事
5 医療

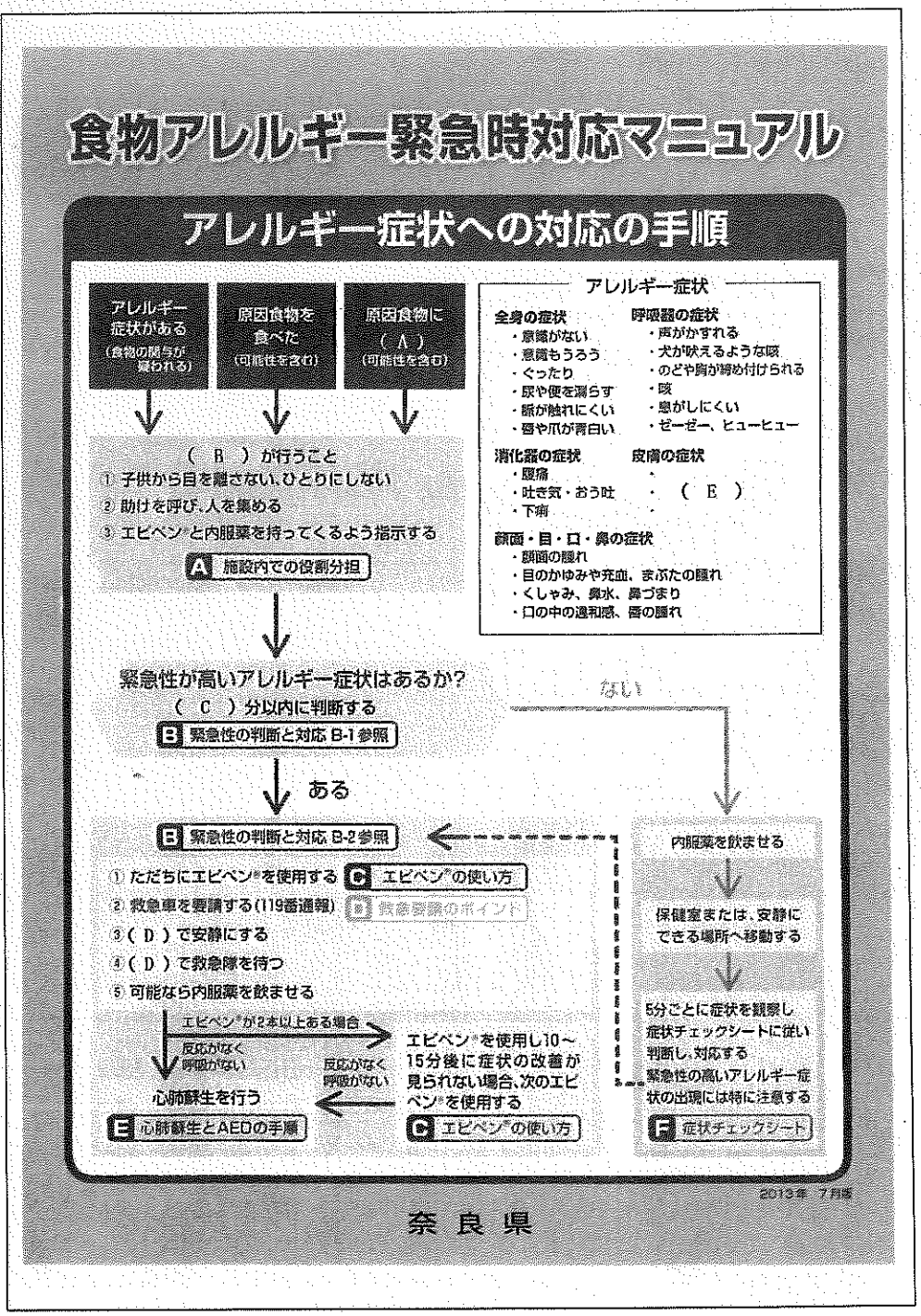
（ H ）［解答番号28］
1 健康診断票　2 保健調査票　3 学校医執務記録簿　4 健康相談面接記録表
5 学校生活管理指導表

（ I ）［解答番号29］
1 7日以内　2 10日以内　3 14日以内　4 21日以内
5 1月以内

（ J ）［解答番号30］
1 学校医　2 保健主事　3 学校管理医　4 主治医
5 校長

4　食物アレルギーに関する各問いに答えよ。

（1）次の図は、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（奈良県版）」に示されている「アレルギー症状への対応の手順」である。（　A　）～（　E　）に当てはまる語句または数字を答えよ。ただし、（　E　）には３つの症状を記入すること。なお、同じ記号には同じ語句または数字が入るものとする。



（2）次の文は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉公益財団法人日本学校保健会　第２章　疾患各論　１．食物アレルギー・アナフィラキシー」に示されている内容の一部である。「緊急時に備えた処方薬」に示されている内容について、（　Ｆ　）～（　Ｊ　）に当てはまる語句または数字を答えよ。ただし、同じ記号には同じ語句または数字が入るものとする。

内服薬（（　Ｆ　）、ステロイド薬）

内服薬としては、多くの場合、（　Ｆ　）やステロイド薬を処方されています。しかし、これらの薬は、内服してから効果が現れるまでに（　Ｇ　）分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできません。（　Ｈ　）時に備えて処方されることが多い医薬品ですが、軽い皮膚症状などに対して使用するものと考えてください。アナフィラキシーや（　Ｉ　）などの重篤な症状には、内服薬よりも（　Ｊ　）（「エピペン®」）をすぐに注射する必要があります。

養護

受験番号	校　種	氏　名

解答用紙

総得点	

4	(1)	A	
		B	
		C	
		D	
		E	（順不同）
			（順不同）
			（順不同）
	(2)	F	
		G	
		H	
		I	
		J	

得点	

令和6年度〈養護教諭〉 正答と配点

問題番号			解答番号	正答	配点
大問	中問	小問			
大問1		A	1	2	5
		B	2	4	5
		C	3	5	5
		D	4	1	5
		E	5	2	5
		F	6	5	5
		G	7	1	5
		H	8	3	5
		I	9	2	5
		J	10	4	5
大問2	(1)	A	11	2	5
		B	12	1	5
		C	13	1	5
		D	14	2	5
		E	15	2	5
	(2)	F	16	2	5
		G	17	3	5
		H	18	5	5
		I	19	4	5
		J	20	1	5
大問3	(1)	A	21	2	5
		B	22	1	5
		C	23	2	5
		D	24	1	5
		E	25	2	5
	(2)	F	26	4	5
		G	27	5	5
		H	28	5	5
		I	29	4	5
		J	30	1	5
				合計	150

養護

受験番号	校　種	氏　名

解答用紙

総得点	

4	(1)	A	触れた
		B	発見者
		C	5
		D	その場
		E	かゆみ　（順不同）
			じんま疹　（順不同）
			赤くなる　（順不同）
	(2)	F	抗ヒスタミン薬
		G	30
		H	誤食
		I	アナフィラキシーショック
		J	アドレナリン自己注射薬

得点	